

○総務省告示第 号

端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第九条（同令第三十四条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成六年郵政省告示第四百二十四号（端末設備等規則の規定に基づく識別符号の条件等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成 年 月 日

総務大臣 石田 真敏

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

<p>一 識別符号の符号長は、次の表の上欄に掲げる使用する無線設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる条件によるものとする。</p>	
<p>使用する無線設備の区別</p>	<p>識別符号の符号長</p>
<p>〔一〕七 略</p> <p>八 電波法施行規則第六条第四項第四号に規定する小電力データ通信システムの無線局（以下「小電力データ通信システムの無線局」という。）の無線設備及び同項第十一号に規定する五・二GHz帯高出力データ通信システムの無線局（以下「五・二GHz帯高出力データ通信システムの無線局」という。）の無線設備</p>	<p>四八ビット以上。ただし、次に掲げる周波数の電波を使用するものについては、一九ビット以上とする。</p> <p>(1) 五、一五〇MHzを超え五、三五〇MHz以下又は五、四七〇MHzを超え五、七三〇MHz以下</p> <p>〔2〕・〔3〕 略</p>
<p>〔九〕十三 略</p>	<p>二 使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定は、次の表の上欄に掲げる使用する無線設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる方法によるものとする。</p>
<p>使用する無線設備の区別</p>	<p>使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定の方法</p>
<p>〔一〕五 略</p> <p>六 小電力データ通信システムの無線局の無線設備及び五・二GHz帯高出力データ通信システムの無線局の無線設備</p>	<p>〔1〕・〔2〕 略</p> <p>(3) 五、一五〇MHzを超え五、三五〇MHz以下又は五、四七〇MHzを超え五、七三〇MHzの周波数の電波を使用するものについては、次のとおりとする。</p> <p>〔ア〕 略</p> <p>イ その無線設備は、使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定を行った後、送信を開始するものであること。ただし、判定後八ミリ秒以内に、当該判定を行った無線設備を使用する無線局又はこれを通信の相手方とする無線局が送信を開始する場合は、当該判定を省略することができる。</p>
<p>〔七〕十一 略</p>	<p>〔4〕・〔5〕 略</p>

改正前

<p>一 〔同上〕</p>	
<p>使用する無線設備の区別</p>	<p>識別符号の符号長</p>
<p>〔一〕七 同上</p> <p>八 電波法施行規則第六条第四項第四号に規定する小電力データ通信システムの無線局（以下「小電力データ通信システムの無線局」という。）の無線設備及び同項第十一号に規定する五・二GHz帯高出力データ通信システムの無線局（以下「五・二GHz帯高出力データ通信システムの無線局」という。）の無線設備</p>	<p>四八ビット以上。ただし、次に掲げる周波数の電波を使用するものについては、一九ビット以上とする。</p> <p>(1) 五、一五〇MHzを超え五、三五〇MHz以下又は五、四七〇MHzを超え五、七二五MHz以下</p> <p>〔2〕・〔3〕 同上</p>
<p>〔九〕十三 同上</p>	<p>二 〔同上〕</p>
<p>使用する無線設備の区別</p>	<p>使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定の方法</p>
<p>〔一〕五 同上</p> <p>六 小電力データ通信システムの無線局の無線設備及び五・二GHz帯高出力データ通信システムの無線局の無線設備</p>	<p>〔1〕・〔2〕 同上</p> <p>(3) 五、一五〇MHzを超え五、三五〇MHz以下又は五、四七〇MHzを超え五、七二五MHzの周波数の電波を使用するものについては、次のとおりとする。</p> <p>〔ア〕 同上</p> <p>イ その無線設備は、使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定を行った後、送信を開始するものであること。ただし、他の無線設備から送受信を制御されている場合及び送信を行った無線設備が当該判定後四ミリ秒以内に送信を再開する場合は、当該判定を省略することができる。</p>
<p>〔七〕十一 同上</p>	<p>〔4〕・〔5〕 同上</p>

〔三〇五略〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

〔三〇五同上〕